

議案第 39 号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、一時預かり事業手数料等の額を定めるため必要があるからである。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）その他諸証明の項の次に次のように加える。

一時預かり事業手数料		1回	3,000円	
子育て支援短期 利用事業手数料	2歳未満 の者	1日	12,600円	
	2歳以上 18歳未 満の者	1日	9,000円	
外出支援サービス事業手数料		1回	500円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。